

平成26年2月19日
武州ガス株式会社

平成26年2月14日からの大雪により被災されたお客さまに対する
ガス料金等の特別措置について

この度の大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

平成26年2月14日からの大雪により、埼玉県飯能市に対して平成26年2月17日に災害救助法の適用が決定されました。

このため、当社は、災害救助法が適用された飯能市において被災された当社のお客さまからのお申し出に応じてガス料金等の特別措置を講ずるために、平成26年2月18日、関東経済産業局長にガス事業法第20条ただし書きに基づく「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 適用対象

平成26年2月14日からの大雪に関連して災害救助法が適用された埼玉県飯能市における当社のお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。）

2. 特別措置の内容

- ①被災されたお客さまのガス料金の早収料金適用期間及び支払期限について、平成26年2月分（早収期限日が災害救助法適用日（2月17日）以降となるものに限る。）、3月、4月検針分のガス料金の早収料金適用期間及び支払期限を1ヶ月間それぞれ延長する。
- ②被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災されたお客さまがガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
- ③被災によりガスが使用できなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、平成26年4月30日までに申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額事業者の負担とする。

以 上

<お問い合わせ先>

武州ガス株式会社

本 社 TEL 049-241-9000（代表）

料金グループ TEL 049-241-9015（直通）

（平日8：30～17：15）